

岩国市中山間地域振興施策基本条例 提案理由説明

平成25年6月21日

それでは、議員提出議案第4号 岩国市中山間地域振興施策基本条例につきまして提案者を代表して提案理由を御説明いたします。

本日、提案いたしました岩国市中山間地域振興施策基本条例は、平成23年6月、「中山間地域（地域核）振興施策に関する諸問題を調査する」ことを目的として設置されました「中山間地域（地域核）振興施策調査特別委員会」が、約2年間で23回の委員会を開催し、条例制定のための勉強会、有志による視察、執行部側との意見交換や協議など、積極的な調査研究を行い、議会が主体となって取りまとめた条例であります。

さて、私たちのまち岩国市は、山口県内において広大な面積を有し、市域の大半は中山間地域であります。

寂地山の高峰を背に山地、林野、田畑が広がるとともに県内最大の長さを誇る、清流錦川をはじめとする河川の豊かな水が瀬戸内海に流れ、恵まれた自然と美しい景観の中で歴史と伝統、文化が育まれ、地域経済が発展してきました。

言うまでもなく中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能を有するのみならず、山、川、海と続く自然環境の保全、食料の安定供給、自然とのふれあいの場としての公益的な機能等を有しており、中山間地域の資源が産み出す恩恵は、市民が豊かな生活を営むために必要な市民共有の貴重な財産であります。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、小規模・高齢化集落の増加による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体がぜい弱になり、危機的な状況にあると言えます。

このような状況に歯止めを掛け、市及び市民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来における豊かで活力のある生活環境を確保することは、大変重要な課題でありますので、ここに私たちは、元気で活力に満ちた岩国市の創造を目指して、中山間地域振興に取り組むことを決意し、中山間

地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例案を策定したものです。

まずは、市民全体の共有の財産である中山間地域に目を向け、執行部や議会さらには市民が一体となって中山間地域を支え、守っていくことの決意を表し、条例制定後は、条例に沿って、地域の実情を的確にとらえた様々な施策や取り組みが着実に実施されることが議会や行政に課せられた使命であることを申し上げ、本条例の提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解いただき、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。